





十七 法務省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十八 儀式に関すること（人事課の所掌に属するものを除く。）。

十九 最高裁判所との連絡交渉に関すること。

二十 基本法制に関する国民の理解の増進に関すること。

二十一 法務に関する調査及び研究に関すること。

二十二 法務省設置法第三条第一項の任務に関する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること（出入国在留管理庁の所掌に属するものを除く。）。

二十三 前各号に掲げるもののほか、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。（人事課の所掌事務）

第十五条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の定員に関すること。

二 法務省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事（厚生管理官の所掌に属するものを除く。）並びに教養及び訓練に関すること。

三 荣典の推薦及び伝達の実施並びに儀式の出席者の推薦及び表彰に関すること。

四 公証人、人権擁護委員、保護司及び日本司法支援センターの役員の身分に関すること。

五 檢察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会の庶務（検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものと除く。）に関すること。

六 司法試験委員会の庶務に関すること。（会計課の所掌事務）

第十六条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 法務省所管の物品の管理に関すること。

三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

五 庁内の管理に関すること。

六 本省で使用する自動車の管理に関すること。

第七条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。（国際課の所掌事務）

一 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

二 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案する国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研修、研究及び調査に関すること。

三 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

四 法務省の所掌事務に係る国際関係事務に関する国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する研修、研究修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に関すること。（施設課の所掌事務）

第十八条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の所掌事務に関する施設の整備に関すること。

二 法務省所管の国有財産の管理及び処分に関すること。

三 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

四 法務省の職員に貸与する宿舎に関すること。

五 外国法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整に関すること。（厚生管理官の職務）

第十九条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（矯正局の所掌に属するものを除く。）。

二 恩給に関する連絡事務及び法務省の職員の災害補償に関すること。

三 法務省所管の物品の管理に関すること。

四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理のうち法務省の所掌に係るものに関すること。

第五章 第二目 民事局

第二十条 司法法制課は、次に掲げる事務をつかさどる。（司法法制課の所掌事務）

一 民事法制に関する企画及び立案に関することと（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。）。

二 司法制度に関する企画及び立案に関すること。

三 司法試験制度に関する企画及び立案に関すること。

四 法制審議会の庶務に関すること。

五 国立国会図書館支部法務図書館に関すること。

六 法務省の所掌事務に関する統計に関すること。

七 日本司法支援センター評価委員会の庶務に関すること。

八 日本司法支援センターの組織及び運営に関すること（日本司法支援センターの役員の身分に関することを除く。）。

九 前各号に掲げるもののほか、総合法律支援に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令の作成に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、司法法制部の所掌事務で審査監督課の所掌に属しないものに関すること。（審査監督課の所掌事務）

第十九条 審査監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 弁護士法第五条の認定に関すること。

二 外国法事務弁護士に関すること。

三 債権管理回収業の監督に関すること。

四 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関すること。

第二十条 民事第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。（民事第一課の所掌事務）

一 不動産登記その他の登記に関すること（民事第一課及び商事課の所掌に属するものを除く。）。

二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。

三 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関すること。（民事第二課の所掌事務）

第二十一条 民事第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。（民事第二課の所掌事務）

一 不動産登記その他の登記に関すること（民事第一課及び商事課の所掌に属するものを除く。）。

二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。

三 商業登記その他の商事に関すること（総務課の所掌事務）

四 法人の登記に関すること。

第二十二条 民事局に、次の四課及び民事法制管理官一人を置く。

一 総務課

二 民事第一課

三 民事第二課

四 商事課

（総務課の所掌事務）

（民事法制管理官の所掌事務）

第二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 民事法制に関する企画及び立案に関することと（民事法制管理官の所掌に属するものを除く。）。

二 法人の登記に関すること。

三 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）に定める登記に関すること。

四 供託に関すること。

第二十四条 民事第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 戸籍に関すること。

二 国籍に関すること。

三 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二号）に定める登記に関すること。

四 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）附則第四項に規定する財産の管理及び処分に関すること。

五 住民基本台帳法第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に係る事務。

第六章 第二目 民事局

第二十五条 民事第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。（民事第二課の所掌事務）

一 不動産登記その他の登記に関すること（民事第一課及び商事課の所掌に属するものを除く。）。

二 司法書士及び土地家屋調査士に関すること。

三 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の規定による土地所有権の国庫への帰属の承認に関すること。（民事第二課の所掌事務）

第二十六条 商事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 商業登記その他の商事に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 法人の登記に関すること。

三 商業登記その他の商事に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四 供託に関すること。

五 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務の調整に関する事務をつかさどる。

六 非訟事件に関する事務。

**第三目 刑事局**

（刑事局に置く課等）

**第二十八条** 刑事局に、次の三課並びに刑事法制管理官一人及び国際刑事管理官一人を置く。

総務課  
刑事課  
公安課

（総務課の所掌事務）

**第二十九条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 檢察庁の組織及び運営に関すること。

三 犯罪捜査の科学的研究に関すること。

四 情報システムの整備その他の検察事務の能率化に関すること。

五 刑事の裁判の執行指揮その他の検務事務に関すること。

六 司法警察職員の教養訓練に関すること。

七 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、刑事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（刑事課の所掌事務）

**第三十条** 刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一般刑事案件の検察に関すること。

二 環境関係事件の検察に関すること。

三 選挙関係事件の検察に関すること。

四 交通関係事件の検察に関すること。

五 財政経済関係事件の検察に関すること。

六 少年に係る刑事案件の検察に関すること。

七 前各号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

（公安課の所掌事務）

**第三十一条** 公安課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 公安関係事件の検察に関すること。  
二 労働関係事件の検察に関すること。  
三 風紀関係事件の検察に関すること。  
四 薬物関係事件の検察に関すること。  
五 暴力団に係る刑事事件の検察に関すること。  
六 外国人に係る刑事事件の検察に関すること。  
七 前各号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

(刑事法制管理官の職務)

**第三十二条** 刑事法制管理官は、刑事法制に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。(国際刑事管理官の職務)

**第三十三条** 国際刑事管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、刑事に関する国際間の協力に関すること。
- 三 刑事に関する条約その他の国際約束の実施に関すること。
- 四 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整に関すること。

**第四回 矯正局**

(矯正局に置く課等)

**第三十四条** 矯正局に、次の三課並びに更生支援管理官一人及び矯正医療管理官一人を置く。

　　総務課  
　　少年矯正課  
　　成人矯正課

(総務課の所掌事務)

**第三十五条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 矯正に関する法令案の作成に関すること。
- 二 矯正局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 三 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）の実地監査に関すること。
- 四 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は少年鑑別所に収容中の者の待遇に関する不服申立てに関すること。
- 五 刑事施設視察委員会、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会に関すること。
- 六 矯正施設の組織及び運営に関すること。
- 七 矯正管区の組織及び運営に関すること。

八 刑務共済組合に関すること。  
九 矯正局の所掌事務に係る国際協力に関すること。  
十 前各号に掲げるもののほか、矯正局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。  
  
**(成人矯正課の所掌事務)**  
**第三十六条** 成人矯正課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 刑務所、少年刑務所及び拘置所に収容中の者（以下この条において「刑務所等被収容者」という。）の規律、警備その他これららの施設の保安に關すること。  
二 刑務所等被収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に關すること。  
三 刑務所等被収容者の作業、改善指導、教科指導、厚生その他その処遇に關すること。  
四 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及び手当金に關すること。  
五 國際受刑者移送に關すること。  
六 犯罪人の指紋その他その個人識別に關すること。  
七 矯正の事務に從事する職員（少年院及び少年鑑別所の事務に從事する職員を除く。）の非常訓練に關すること。  
八 刑務官の点検及び礼式に關すること。  
  
**(少年矯正課の所掌事務)**  
**第三十七条** 少年矯正課は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 少年院及び少年鑑別所に収容中の者（以下この条において「少年院等被収容者」といいう。）の規律、警備その他これららの施設の保安に關すること。  
二 少年院等被収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放に關すること。  
三 少年院等被収容者の矯正教育、厚生その他その処遇に關すること。  
四 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び手当金に關すること。  
五 少年院及び少年鑑別所の事務に從事する職員の非常訓練に關すること。  
  
**(更生支援管理官の職務)**  
**第三十八条** 更生支援管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 再犯の防止等（再犯の防止等の推進に關する法律（平成二十八年法律第二百四号）第二条第二項に規定する再犯の防止等をいう。次号を除く。）

二 再犯の防止等に関する施策に関する地方公団体及び再犯の防止等に関する活動を行う各種団体との連絡調整に関すること。  
(矯正医療管理官の職務)

**第三十九条** 矯正医療管理官は、矯正施設に収容中の者の改善更生及び円滑な社会復帰に関するものに限る。次号において同じ。)に関する基本的な方針の企画及び立案に関する事務をつかさどること。

**第五節 保護局**

(保護局に置く課)

**第四十条** 保護局に、次の三課を置く。

総務課  
更生保護振興課  
観察課

(総務課の所掌事務)

**第四十一条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 更生保護に関する法令案の作成に関すること。  
二 保護局の所掌事務に関する総合調整に関すること。  
三 恩赦に関すること。  
四 國際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除に関すること。  
五 中央更生保護審査会の庶務に関すること。  
六 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営に関すること。

七 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の規定による精神保健観察その他の同法の対象者に対する地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整に関すること(厚生労働省の所掌に属するものを除く。)。

八 前各号に掲げるもののほか、保護局の所掌をつかさどる。

一 保護司に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。

(更生保護振興課の所掌事務)

**第四十二条** 更生保護振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保護司に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。





(総務課の所掌事務)

**第七十六条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び印の保管に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

五 出入国在留管理庁の保有する情報の公開に関すること。

六 出入国在留管理庁の保有する個人情報の保護に関すること。

七 出入国在留管理庁の機構及び定員に関すること。

八 出入国在留管理庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。(政策課の所掌に属するものを除く)。

九 出入国在留管理庁の行政の考査に関すること。

十 広報に関すること。

十一 出入国在留管理庁の事務能率の増進に関すること。

十二 出入国在留管理庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 表彰及び儀式に関すること。

十四 出入国在留管理庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十五 出入国在留管理庁の職員に対する職務上必要な研修を行うこと。

十六 出入国在留管理庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計の監査に関すること。

十七 出入国在留管理庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十八 出入国在留管理庁の宿舎に関すること。

十九 出入国在留管理庁の所掌事務に関する施設の整備に関すること。

二十 出入国在留管理庁の職員の宿舎に関すること。

二十一 出入国在留管理庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

二十二 入国者收容所等(入管法第二条第十六号に規定する入国者收容所等をいう。次号及び第八十条第二号において同じ。)の実地監査に関すること。

二十三 入国者收容所等に收容中の者の待遇に関する不服申立てに関すること。

二十四 入国者收容所等視察委員会に関すること。

二十五 入国者收容所の組織及び運営に関すること。

二十六 地方出入国在留管理局の組織及び運営に関すること。

二十七 外国人技能実習機構の組織及び運営に関すること。

二十八 住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知に関すること。

二十九 地方公共団体の職員その他の関係者に対する必要な研修を行うこと。

三十 前各号に掲げるもののほか、出入国在留管理庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(政策課の所掌事務)

**第七十七条** 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 出入国在留管理庁の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 収容令書及び退去強制令書の発付に関すること。

三 出入国在留管理庁の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

四 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針の策定に関すること。

五 入管法第四十四条の二第一項及び第六項並びに第五十二条の二第一項及び第五項の規定による監理措置決定に関すること。

六 入管法第五十二条第十項の規定による放免及び入管法第五十四条第二項の規定による仮放免に関すること。

七 入管法第五十五条第一項の規定による出国命令に関すること。

八 入管法第五十五条第二項の規定による在外の命今に関すること。

九 入管法第五十五条第三項の規定による在外の命今に関すること。

十 入管法第五十五条第四項の規定による在外の命今に関すること。

十一 入管法第五十五条第五項の規定による在外の命今に関すること。

十二 入管法第五十五条第六項の規定による在外の命今に関すること。

十三 入管法第五十五条第七項の規定による在外の命今に関すること。

十四 入管法第五十五条第八項の規定による在外の命今に関すること。

十五 入管法第五十五条第九項の規定による在外の命今に関すること。

十六 入管法第五十五条第十項の規定による在外の命今に関すること。

十七 入管法第五十五条第十一項の規定による在外の命今に関すること。

十八 入管法第五十五条第十二項の規定による在外の命今に関すること。

十九 入管法第五十五条第十三項の規定による在外の命今に関すること。

二十 入管法第五十五条第十四項の規定による在外の命今に関すること。

二十一 入管法第五十五条第十五項の規定による在外の命今に関すること。

二十二 入管法第五十五条第十六項の規定による在外の命今に関すること。

二十三 入管法第五十五条第十七項の規定による在外の命今に関すること。

二十四 入管法第五十五条第十八項の規定による在外の命今に関すること。

二十五 入管法第五十五条第十九項の規定による在外の命今に関すること。

二十六 入管法第五十五条第二十項の規定による在外の命今に関すること。

二十七 入管法第五十五条第二十一項の規定による在外の命今に関すること。

二十八 入管法第五十五条第二十二項の規定による在外の命今に関すること。

二十九 入管法第五十五条第二十三項の規定による在外の命今に関すること。

三十 入管法第五十五条第二十四項の規定による在外の命今に関すること。

(出入国管理課の所掌事務)

**第七十八条** 出入国管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人の上陸の許可に関すること。(審査請求の許可に関すること。

二 外国人の再入国の許可に関すること。

三 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認に関すること。

四 入管法第六章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任に関すること。

五 短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可に関すること。

六 在留許可等に関すること(審判課の所掌に属するものを除く)。

七 難民旅行証明書に関すること。

八 難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関すること(審判課の所掌に属するものを除く)。

九 前各号に掲げるもののほか、出入国管理部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(審判課の所掌事務)

**第七十九条** 審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 入管法第四十五条第一項及び第五十五条の規定による通知に関すること。

二 入管法第五十二条の二第一項及び第五項の規定による監理措置決定に関すること。

三 前各号に掲げるもののほか、在留管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(在留管理局の所掌事務)

**第八十条** 審判課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人の在留の許可に関すること(出入国管理局の所掌に属するものを除く)。

二 外国人の中長期の在留の管理に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

三 在留資格認定証明書の交付に関すること。

四 登録支援機関の登録に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、在留管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(総務課の所掌事務)

**第八十一条** 在留管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国人の在留の許可に関すること(出入国管理局の所掌に属するものを除く)。

二 外国人の中長期の在留の管理に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

三 在留資格認定証明書の交付に関すること。

四 登録支援機関の登録に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、在留管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(在留支援課の所掌事務)

**第八十二条** 在留支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在留支援(本邦に適法に在留する外国人が安定的かつ円滑に在留することができるようするための支援をいう。次号において同じ)に関する事項の企画及び立案、調整並びに推進に関すること。

二 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申し出に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

三 入管法第五十条第一項の規定による在留の許可に関すること。

四 入管法第五十条第二項の規定による在留の許可に関すること。

五 入管法第五十条第三項の規定による在留の許可に関すること。

六 入管法第五十条第四項の規定による在留の許可に関すること。

七 入管法第五十条第五項の規定による在留の許可に関すること。

八 入管法第五十条第六項の規定による在留の許可に関すること。

九 入管法第五十条第七項の規定による在留の許可に関すること。

十 入管法第五十条第八項の規定による在留の許可に関すること。

十一 難民の認定をしない処分及び補完的保護対象者の認定をしない処分についての審査請求に関すること。

十二 難民の認定をしない処分及び補完的保護対象者の認定をしない処分についての審査請求に関すること。

十三 通報者に対する報償金の交付に関すること。

(出入国管理課の所掌事務)

**第八十三条** 情報分析官は、出入国在留管理局の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関する事務をつかさどる。

**第八十四条** 地方出入国在留管理局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

**第三款** 地方支分部局

一 入管法第二条第十四号に規定する違反調査に関すること。

二 収容令書及び退去強制令書の執行に関すること。

三 (審判課の所掌に属するものを除く)。

四 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関すること。

五 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関すること。

(在留管理課の所掌事務)

**第八十五条** 警備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 在留許可等に関すること(審判課の所掌に属するものを除く)。

二 収容令書及び退去強制令書の執行に関すること。

三 (審判課の所掌に属するものを除く)。

四 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関すること。

五 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関すること。

(警備課の所掌事務)

札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
------------	-----	-----

札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
------------	-----	-----

札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
------------	-----	-----

札幌出入国在留管理局	札幌市	北海道
------------	-----	-----

五 公安調査庁所屬の行政財産及び物品の管理に関すること。

六 公文書類の審査に関すること。

七 公安調査庁の保有する情報の公開に関すること。

八 公安調査庁の保有する個人情報の保護に関すること。

九 公安調査庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十 広報に関すること。

十一 公安調査庁の機構及び定員に関すること。

十二 公安調査庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十三 公安調査庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十四 公安調査庁の行政の監査に関すること。

十五 公安調査庁の所掌事務に関する法令案の作成に関すること。

十六 公安調査庁の所掌事務に関する統計に関すること。

十七 公安調査庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

十八 破壊活動防止法第三章の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関すること。

十九 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律(平成十一年法律第二百四十七号)第二章の規定による処分の請求に関すること。

二十 破壊活動防止法第三十六条及び無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十三条の規定による国会への報告に関すること。

二十一 無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十二条の規定による調査結果の提供に関すること。

二十二 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営に関すること。

二十三 前各号に掲げるもののほか、公安調査庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するること。

(調査第一部の所掌事務)

調査第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

第九十条

調査第二部		第三款 施設等機関		三人					
(公安調査庁研修所)									
<b>第九十四条</b> 公安調査庁に、公安調査庁研修所を置く。									
2 公安調査庁研修所は、公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修を行うことをつかさどる。									
4 公安調査庁研修所は、公安調査庁設置法第四条第六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。									
3 公安調査庁研修所の位置及び内部組織は、法務省令で定める。									
5 公安調査庁研修所は、公安調査庁設置法第四条第六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。									
<b>第四款 地方支分部局</b>		(公安調査局の名称、位置及び管轄区域)							
<b>第九十五条</b> 公安調査局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。									
名称	位置	管轄区域							
北海道公 安調査局	札幌市	北海道							
関東公 安調査局	仙台市	東京都	茨城県	青森県	岩手県				
中部公 安調査局	名古屋市	福井県	埼玉県	秋田県	山形県				
近畿公 安調査局	大阪市	京都府	富山県	石川県	群馬県				
四国公 安調査局	高松市	滋賀県	岐阜県	愛知県	三重県				
九州公 安調査局	鹿児島県	熊本県	福岡県	長崎県	大分県				
(公安調査局の部の数)		佐賀県	宮崎県	宮崎県	宮崎県				
<b>第九十六条</b> 公安調査庁設置法第十一条第四項に規定する政令で定める数は、二十四とする。 (公安調査事務所の数)		島根県	和歌県	和歌県	和歌県				
<b>第九十七条</b> 公安調査庁設置法第十二条第一項に規定する政令で定める数は、十四とする。		鳥取県	奈良県	奈良県	奈良県				
		広島県	香川県	香川県	香川県				
		高知県	山口県	山口県	山口県				
		熊本県	佐賀県	長崎県	長崎県				
		鹿児島県	沖縄県						

**附 則**

(施行期日) **附 則** (平成一五年二月二五日政令第

**附 則** (平成一九年四月一日政令第一三

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。  
 (民事局参事官の設置期間の特例)

- 2 第十二条第一項の民事局に置かれる参事官(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。)のうち一人は、令和七年三月三十日まで置かれるものとする。

- 3 第十二条第一項の民事局に置かれる参事官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 4 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 5 第七十二条第一項の保護局に置かれる参事官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 6 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 7 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 8 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 9 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 10 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 11 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 12 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 13 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 14 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 15 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 16 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 17 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

- 18 第十二条第一項の保護局に置かれる参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(施行期日) **五五一号** 抄

**三号**

- この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

- 附 則** (平成一九年五月二十五日政令第一六八号) 抄

- この政令は、公布の日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄

- この政令は、公布の日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月一九日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月一四日政令第五一号) 抄

- この政令は、公布の日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九二号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九三号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九四号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九五号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九六号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 第一条** この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

- 附 則** (平成一六年三月三一四日政令第九七号) 抄

- この政令は、平成十六年三月三一四日から施行する。

法律の施行の日(平成十七年七月十五日)から施行し、改正後の第十条第二項の規定は、指定入院医療機関の円滑な運営を期するためにこの政令の施行前に支弁された指定入院医療機関の運営に要する費用(平成十七年度において支弁されたものであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。)についても、適用する。

- 附 則** (平成一九年六月一日)から施行する。

- 附 則** (平成二〇年四月二三日政令第一四六号) 抄

- この政令は、更生保護法の施行の日(平成二十年六月一日)から施行する。

- 附 則** (平成二一年三月六日政令第三〇号) 抄

- この政令は、平成十七年八月二十五日から施行する。

- 附 則** (平成一七年九月九日政令第二九八三号) 抄

- この政令は、平成十七年八月二十五日から施行する。

- 附 則** (平成一七年九月九日政令第二九四号) 抄

- この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一八年二月二四日政令第二五号) 抄

- この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一八年二月二四日政令第二五号) 抄

- この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一八年三月三〇日政令第九三号) 抄

- この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一八年三月三〇日政令第九三号) 抄

- この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

- 附 則** (平成一八年五月八日政令第二三号) 抄

- この政令は、平成十八年五月八日から施行する。

- 附 則** (平成一八年五月八日政令第二三号) 抄

- この政令は、平成十八年五月八日から施行する。

- 附 則** (平成一八年五月八日政令第二三号) 抄

- この政令は、平成十八年五月八日から施行する。

- 附 則** (平成一八年七月二八日政令第二五三号) 抄

- この政令は、総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十八年十月二日)から施行する。

- 附 則** (平成一八年七月二八日政令第二五三号) 抄

- この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

- 附 則** (平成一七年四月二〇日政令第一六二号) 抄

- この政令は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律附則第一条一号に掲げる規定の施行の日(平成十七年五月十六日)から施行する。

- 附 則** (平成一七年七月六日政令第二五三号) 抄

- この政令は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

- 附 則** (平成一九年三月二六日政令第五八号) 抄

- この政令は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律の施行の日(平成十六年一月一日)から施行する。

（施行期日）  
**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日政令第一  
六七号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年三月二五日政令第九  
三号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十七年三月三一日政令第一  
二五号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年四月一〇日政令第一  
八三号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月二六日政令第一  
三九二号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一  
〇三号）抄  
(施行期日)  
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三一日政令第一  
一三号）  
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一月二八日政令第一  
三六一号）  
1 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日政令第七四号)  
この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月三〇日政令第八二号)  
（施行期日）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
附 則 (令和二年三月三〇日政令第八〇号)  
この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成三十年法律第七十三号)の施行の日(令和二年七月十日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日政令第七八号)  
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年一二月二十四日政令第三四号)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十五日政令第九四号)  
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年九月二九日政令第三一六号)  
（施行期日）抄  
（施行期日）  
第一条 この政令は、法の施行の日(令和五年四月二十七日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第九一号)  
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年四月七日政令第一六三号)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年八月四日政令第二五八号)  
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

局		局	別表第一（第六十六条関係）	附 則（令和六年五月二九日政令第一九 七号）抄	施行期日	三号	附 則（令和五年一月六日政令第三 一）	施行期日
名称	函館地方法務	位置	管轄区域	この政令は、出入国管理及び難民認定法及び 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱 した者等の出入国管理に関する特例法の一部を 改正する法律（次項において「改正法」とい う。）の施行の日（令和六年六月十日）から施 行する。	この政令は、刑法等の一部を改正する法律附 則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和 五年十一月一日）から施行する。			
旭川地方法務	旭川市	函館市	北海道のうち	旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 雨竜郡 富良野市 上川郡のうち 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 劍淵町 下川町 空知郡のうち 上富良野町 美瑛町 和寒町 別町 野町 南富良野町 中富良占 勇払郡のうち	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）

局 前橋 地方 法務	務 宇都宮 方法	局 水戸 方法	局 福島 地方 法務	局 山形 地方 法務	局 秋田 地方 法務	局 盛岡 地方 法務	局 青森 地方 法務			局 釧路 地方 法務	
前 橋 市	市 宇都宮	水戸市	福島市	山形市	秋田市	盛岡市	青森市			釧路市	
群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県			北海道のうち	中川郡のうち

局 松山地方法務	局 徳島地方法務	局 山口地方法務	局 岡山地方法務	局 松江地方法務	局 鳥取地方法務	局 和歌山地方法務	局 奈良地方法務	局 神戸地方法務	局 京都地方法務	局 大津地方法務	局 津地方法務局	局 岐阜地方法務	局 福井地方法務	局 金沢地方法務	局 富山地方法務	局 長野地方法務	局 甲府地方法務	局 新潟地方法務	局 横浜地方法務	局 千葉地方法務	法務局	さいたま地方
松山市	徳島市	山口市	岡山市	松江市	鳥取市	和歌山	奈良市	神戸市	京都市	大津市	津市	岐阜市	福井市	金沢市	富山市	長野市	甲府市	新潟市	横浜市	千葉市	ま市	さいた
愛媛県	徳島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	岐阜県	福井県	石川県	富山県	長野県	山梨県	新潟県	神奈川県	千葉県	埼玉県	高知県

察所	前橋保護観	宇都宮保護観	水戸保護観	福島保護観	山形保護観	秋田保護観	仙台保護観	盛岡保護観	青森保護観	釧路保護観	旭川保護観	函館保護観	札幌保護観	鹿児島地方法務	宮崎地方法務	大分地方法務	熊本地方法務	長崎地方法務	佐賀地方法務	高知地方法務	高知市
前橋市	市 宇都宮	水戸市	福島市	山形市	秋田市	仙台市	盛岡市	青森市	釧路市	旭川市	函館市	札幌市	鹿児島島	宮崎島	大分島	熊本島	長崎島	佐賀島	高知島	高知市	高知県
轄区域	前橋地方裁判所の管轄区域	宇都宮地方裁判所の管轄区域	水戸地方裁判所の管轄区域	福島地方裁判所の管轄区域	山形地方裁判所の管轄区域	秋田地方裁判所の管轄区域	仙台地方裁判所の管轄区域	盛岡地方裁判所の管轄区域	青森地方裁判所の管轄区域	釧路地方裁判所の管轄区域	旭川地方裁判所の管轄区域	函館地方裁判所の管轄区域	札幌地方裁判所の管轄区域	鹿児島地方裁判所の管轄区域	宮崎地方裁判所の管轄区域	大分地方裁判所の管轄区域	熊本地方裁判所の管轄区域	長崎地方裁判所の管轄区域	佐賀地方裁判所の管轄区域	高知地方裁判所の管轄区域	高知県

察所	松江保護観	鳥取保護観	和歌山保護観	奈良保護観	神戸保護観	大阪保護観	京都保護観	大津保護観	津保護観	名古屋保護観	岐阜保護観	福井保護観	金沢保護観	富山保護観	静岡保護観	長野保護観	甲府保護観	新潟保護観	横浜保護観	東京保護観	千葉保護観	観察所	
松江市	鳥取市	市 和歌山	奈良市	神戸市	大阪市	京都市	大津市	津市	名古屋	岐阜市	福井市	金沢市	富山市	静岡市	長野市	甲府市	新潟市	横浜市	東京都	千葉市	ま市	さいた	
轄区域	松江地方裁判所の管轄区域	鳥取地方裁判所の管轄区域	和歌山地方裁判所の管轄区域	奈良地方裁判所の管轄区域	神戸地方裁判所の管轄区域	大阪地方裁判所の管轄区域	京都地方裁判所の管轄区域	大津地方裁判所の管轄区域	津地方裁判所の管轄区域	名古屋地方裁判所の管轄区域	岐阜地方裁判所の管轄区域	福井地方裁判所の管轄区域	金沢地方裁判所の管轄区域	富山地方裁判所の管轄区域	静岡地方裁判所の管轄区域	長野地方裁判所の管轄区域	甲府地方裁判所の管轄区域	新潟地方裁判所の管轄区域	横浜地方裁判所の管轄区域	東京地方裁判所の管轄区域	千葉地方裁判所の管轄区域	の管轄区域	さいたま地方裁判所の管轄区域

局	管理局中部空港支局	名古屋出入国在留管	東京出入国在留管	理局横浜支局	東京出入国在留管	理局羽田空港支局	東京出入国在留管	理局成田空港支局	東京出入国在留管	東京出入国在留管	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	
常滑市	横浜市	大田区	成田市	千葉県	田国際空港の区	東京都のうち東	東京都	東京国際空港の区	東京国際空港の区	東京国際空港の区	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観
域	神奈川県	域	域	域	域	域	域	域	域	域	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇市	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観	那覇保険観	那覇保護観

福岡出入国在留管 理局那覇支局	大阪出入国在留管 理局神戸支局	大阪出入国在留管 理局関西空港支局	大阪出入国在留管 理局大阪府のうち関 西国際空港の区 域
那覇市	神戸市	田尻町	大阪府のうち 西国際空港の区 域
沖縄県	除く。 兵庫県（大阪国 際空港の区域を		